

令和5年度 名護市消防操法大会

操法大会要綱
操法実施要領
操法審査要領

主催：名護市消防本部消防団
共催：名護市消防本部

令和5年度名護市消防操法大会

目 次

消防操法大会実施要綱	1
消防操法大会競技順番表	4
消防操法大会出場団員名簿	5
消防操法大会開閉会式隊形図	6
消防操法大会会場実施位置及び出場隊控所配置図	7
消防操法大会実施要領	8
消防操法大会審査要綱	13
消防操法大会審査要領	18
消防操法大会統一事項	22
消防操法審査担当者	25
消防操法大会審査員名簿	26

名護市消防操法大会実施要綱

1 目 的

この事業は、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、もって消防活動の充実発展に寄与することを目的とする。

2 主 催

名護市消防本部消防団

3 共 催

名護市消防本部

4 日 時

令和5年8月20日(日) 14時00分～16時45分

5 場 所

名護市消防本部内

6 大会役員

大会会長	名護市消防団 団長	名城 政彦
大会副会長	名護市消防団 副団長	具志堅 安盛
総指揮者	名護市消防団 久志分団長	徳村 政紀
審査長	名護市消防本部 消防長	安里 順
副審査長	名護市消防本部 署長	照屋 貢
運営委員長	名護市消防本部 警防課長	新垣 正
運営副委員長	名護市消防本部 総務課長	仲村 貢
”	名護市消防本部 予防課長	比嘉 柳士
競技進行総括指揮	名護市消防本部 警防課 警防係長	平安山 精進
競技進行補佐	名護市消防本部 消防署 第二警備係 係長	仲松 千尋
競技進行補佐	名護市消防本部 警防課 主事	荻原 正智
競技ポンプ車操法	名護市消防本部 消防署 第二警備係 主事	大城 幸昭
競技小型ポンプ操法	名護市消防本部 消防署 第二警備係 主事	”
競技応用訓練	名護市消防本部 消防署 第二警備係 主事	山里 将也
着装競技	名護市消防本部 消防署 第二警備係 主事	松田 正輝
審査員	消防職員及び団員	

7 大会次第

(1) 開会式			14:00
ア 開会宣言	名護市消防団 副団長	具志堅 安盛	
イ 殉職消防職団員に対する黙とう			
ウ 出場隊人員報告	総指揮者	徳村 政紀	
エ 大会会長あいさつ	名護市消防団 団長	名城 政彦	
オ 祝 辞	名護市長	渡具知 武豊	
カ 審査長注意	名護市消防本部 消防長	安里 順	
キ 選手宣誓	久志分団	川上 将吾	
(2) 競 技			14:30~16:15
ア 着 装 競 技 の 部			
イ 小 型 ポ ン プ 操 法 の 部			
ウ ポ ン プ 車 操 法 の 部			
エ 応 用 訓 練 の 部			
(3) 閉会式			16:25
ア 審査結果発表	名護市消防本部 消防長	安里 順	
イ 表彰	名護市消防団 団長	名城 政彦	
ウ 講評	”	”	
エ 閉会のことば	名護市消防団 副団長	具志堅 安盛	16:45

8 出場隊

沖縄県消防協会北部地区支会消防操法大会のポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部及び女性小型ポンプ操法の部、応用訓練の部、着 装 競 技 の 部 に 出 場 予 定 で あ る 隊 と す る。

9 出場資格

消防団員とする。

10 表彰及び沖縄県消防協会北部地区支会消防操法大会等への派遣

- (1) 「第28回沖縄県消防操法大会審査要領」及び「第24回沖縄県消防協会北部地区支会消防操法大会審査要領」により、その結果に基づき操法の種別毎に表彰する。
ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部、女性小型ポンプ操法の部、応用訓練の部、着 装 競 技 の 部
優勝：賞状を授与する。
- (2) 沖縄県消防協会北部地区支会消防操法大会等への派遣
今大会は参考記録であり、北部地区支会への派遣は名護市消防団及び名護市消防本部の協議で決定する。

11 開会式参加要領

(1) 服装

団員は「消防団服制」に定める活動服、アポロ、操法に支障のない靴とする。

審査員及び係員は活動服、アポロ、審査に支障のない靴とする。

(2) 整列順序

整列順序は、最右翼から総指揮者、大会役員、出場隊の順とし、別紙2に示すとおりとする。

(3) 整列

出場隊員及び役員は13時50分までに別紙2にある位置に集合し、団旗を先頭にして総指揮者の号令に従って整列する。

(4) 解散

出場隊員及び役員は、総指揮者の「わかれ」の合図により解散とする。

12 閉会式の要領

(1) 服装

団員は「消防団服制」に定める活動服、アポロ、操法に支障のない靴とする。

審査員及び係員は活動服、アポロ、審査に支障のない靴とする。

(2) 整列順序

総指揮者「集まれ」の合図により、開会式と同じ隊形に整列する。

(3) 解散

出場隊員及び役員は、総指揮者の「わかれ」の合図により解散とする。

13 大会中止について

災害発生や注意報・警報等が発令された場合は大会会長にて中止の判断を行う。

消防操法大会競技順番表

競技順	種 目	消 防 団
1	着 装 競 技	屋我地分団、名護分団
2	着 装 競 技	屋我地分団、名護分団
3	小型ポンプ操法	久志分団
4	ポンプ車操法	羽地分団
5	小型ポンプ操法	屋部分団
6	ポンプ車操法	屋我地分団
7	小型ポンプ操法	名護分団
8	ポンプ車操法	久志分団
9	女性小型ポンプ操法	機能別分団/屋部分団 合同
10	ポンプ車操法	屋部分団
11	応用訓練	久志分団

消防操法大会出場団員名簿

着装競技の部

組	消防団名	コース	選手名
1	屋我地分団	1	なかまつ ひろき 仲松 弥貴
1	名護分団	2	しろま みつき 城間 光規
2	屋我地分団	1	ぎま ひろや 儀間 弘也
2	名護分団	2	いしかわ ごう 石川 剛

小型ポンプ操法の部

出場順	消防団名	指揮者	1番員	2番員	3番員
1	久志分団	かよう しゅうや 嘉陽 宗哉	なかみね たいと 仲嶺 太斗	なかむら しょうた 仲村 将太	たいら けい 平良 啓
2	屋部分団	まえだ たくみ 前田 拓巳	やましろ ゆうと 山城 勇斗	たいら えいかつ 平良 栄勝	よへな ともなお 饒平名 知尚
3	名護分団	たましろ こうや 玉城 皓哉	ひか ゆうや 比嘉 雄也	ひか りくと 比嘉 陸人	きしもと しょうや 岸本 将弥

ポンプ車操法の部

出場順	消防団名	指揮者	1番員	2番員	3番員	4番員
1	羽地分団	みやざと つよし 宮里 強	なかさと てつゆき 仲里 哲之	よしだ たけし 吉田 剛	おおがねく たかふみ 大兼久 賢文	やびく ひさし 屋比久 寿
2	屋我地分団	いとかず よしのり 糸数 宜訓	いとかず たかひろ 糸数 隆浩	ぎま ひろや 儀間 弘也	なかまつ ひろき 仲松 弥貴	きんじょう きよと 金城 清人
3	久志分団	かわかみ しょうご 川上 将吾	こはぐら ちから 古波蔵 勢	おおしろ たつや 大城 達也	とうやま まさき 當山 昌樹	おぜき みつまさ 小関 光将
4	屋部分団	まきし やすたか 眞喜志 康貴	きんじょう まこと 金城 誠	しまぶくろうた 島袋 航汰	ひか しょうた 比嘉 将太	ひか みつと 比嘉 允人

女性小型ポンプ操法の部

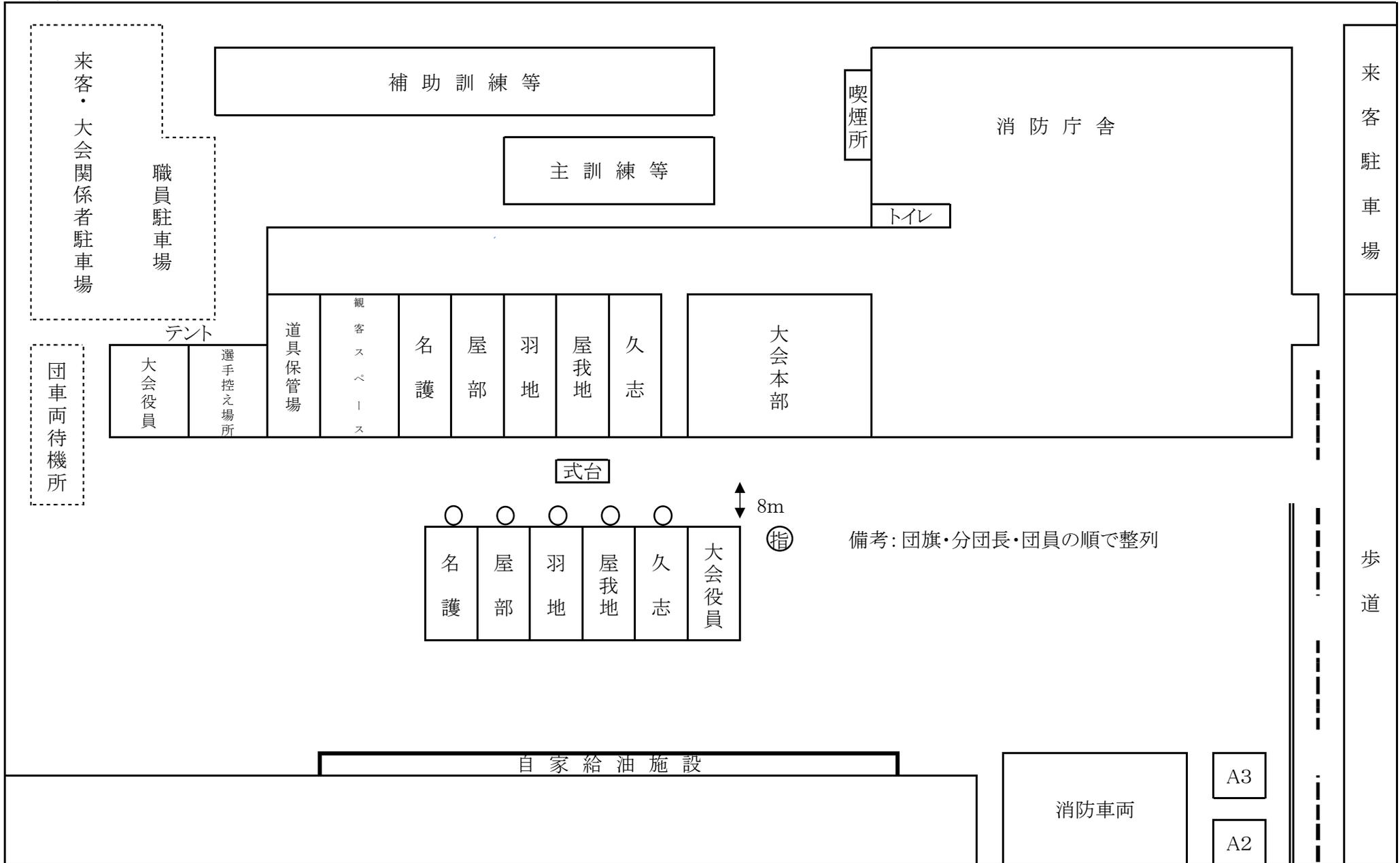
出場順	消防団名	指揮者	1番員	2番員	3番員
1	機能別分団/屋部分団 合同	きしもと しずく 岸本 詩好	なかむら かなこ 仲村 佳奈子	いけみや かほ 池宮 花歩	なかそね はるか 仲宗根 陽香
		機能別分団	屋部分団	機能別分団	機能別分団

応用訓練の部

出場順	消防団名	1番員	2番員	機関員
1	久志分団	なかむら ゆきたか 中村 幸平	えりかわ のりたか 江利川 法孝	ふかた ゆきひで 深田 友樹英

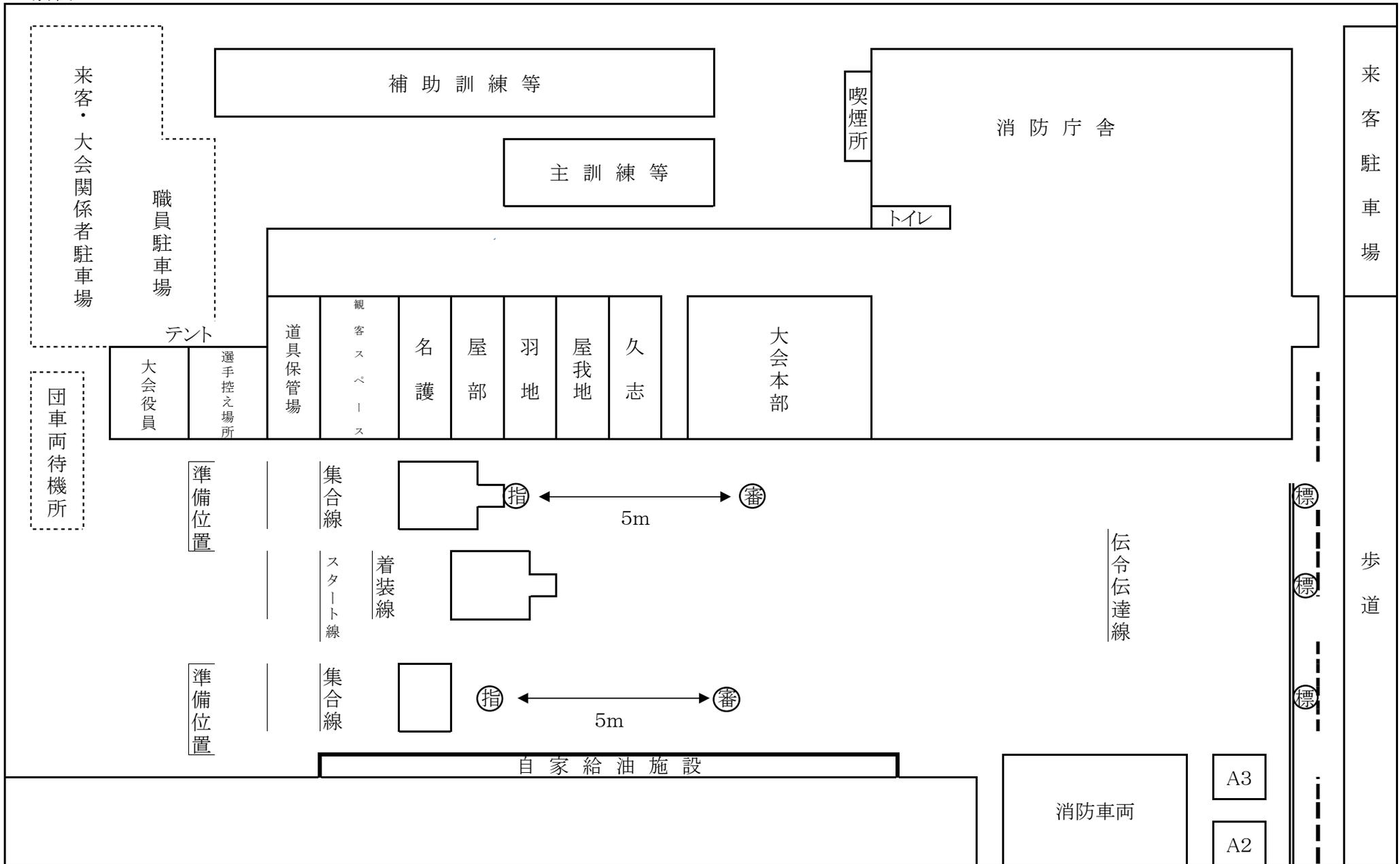
消防操法大会会場(開閉会式隊形図)

別紙2



消防操法大会会場実施位置及び出場隊控所配置図

別紙2



消防操法大会実施要領

操法は、「消防操法の基準」(昭和47年5月11日消防庁告示第2号)並びに「消防訓練礼式の基準」(昭和40年7月31日消防庁告示第1号)によるほか次の要領により行う。

第28回沖縄県消防操法大会実施要領により、着装競技については第24回沖縄県消防協会北部地区支会消防操法大会実施要領により行う。

1 消防操法の種別及び訓練

(1) ポンプ車操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース2線延長(各ホース3本)とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

(2) 小型ポンプ操法

- ア 手びろめによる二重巻ホース1線延長(ホース3本)とする。
- イ とび口操作及び水出しを付加する。
- ウ 収納は省略する。
- エ 注水方向変換は省略する。

(3) 応用訓練

- 二重巻ホース1線延長(ホース2本)操作員3人により標的へ放水する。

2 水利の種類・位置

水利は、防火水そうとし、ポンプ右側後方とする。

3 実施順序

別紙1、消防操法大会競技順番表により、速やかに実施する。

4 操法開始要領

- ア ポンプ車は、車両を操法の位置に停車させ、必要な準備を行い、係員の「出場準備」の合図により待機指揮位置及び待機位置に「整列休め」の姿勢で待機する。
- イ 小型ポンプは、係員の「出場準備」の合図により使用機械器具を定められた位置に配置し、待機指揮位置及び待機位置に「整列休め」の姿勢で待機する。
- ウ 審査班長の「操法開始」の合図により操法を開始する。

5 報告要領

ア 操作開始時の場合

指揮者は、集合指揮位置で点呼をとったのち、審査班長に対し、「名護市消防団〇〇分団、ただいまからポンプ車(小型ポンプ)操法を開始します。」と報告する。

イ 操法終了時の場合

指揮者は、各隊員から点検報告を受領したのち、審査班長に対し、「名護市消防団〇〇分団、ポンプ車(小型ポンプ)操法を終了しました。」と報告する。

6 火点の標識

有効放水測定装置付き標的とする。

7 退場要領

指揮者は「わかれ」の号令後、すみやかに「撤収」と指示する。(各隊員はすばやく車両等の撤収を行う。)

8 審査班長・審査副班長の操法進行の合図

(1) ポンプ車の部

ア 操法開始合図

待機指揮位置にいる指揮者に、審査班長が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

イ 第2線延長開始合図

3番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長が『白旗を正面水平から真上』に振り「第2線延長開始！」と合図する。

ウ 放水中止合図

第2線延長の3番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

エ 排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長が1番員の概ね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

オ 収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

(2) 小型ポンプの部

ア 操法開始合図

待機指揮位置にいる指揮者に、審査班長が口頭により直接開始の意思確認を行い、準備がよければ『白旗を正面水平から真上』に振り「操法開始！」と合図する。

イ 放水中止合図

2番員が、定位についた後『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を正面水平から真下』に振り「放水中止！」と合図する。

ウ 排水止め合図

ノズルを上向きで開いた時点から『約10秒後』に、審査副班長が1番員の概ね前方にいたり『赤旗を正面斜め前方』に振り「排水止め！」と合図する。

エ 収納合図

「排水止め！」より、『約10秒後』に審査副班長が『赤旗を水平横から真下』に振り「収納！」と合図する。

9 操法実施上の基本的事項

(1) 全般的事項

- ア 操法は、安全を確保するとともに迅速確実に行うこと。
- イ 送水圧力は0.4 MPa(4kg/cm²)以下とすること。
- ウ 指揮者及び隊員の動作は、原則としてかけ足とし、動作及び操作の区切りは、節度正しく行うこと。ただし、両手に物を持っているときは動作の流れに沿って良い。
- エ 隊員は、使用機械器具に精通するとともに、これの愛護に心掛け、操法実施前後には、任務分担に基づき機械器具の点検を行うこと。
- オ 吸管補助員を1名つけること。
吸管補助員は○補のゼッケンを付け、防火水そうに投入された吸管を確保すること。

(2) 指揮者について

- ア 指揮位置は、常に指揮に便利で、かつ、各隊員を掌握できる位置であること。
- イ 各隊員の動作を十分に監視し、必要により指示命令を与えること。
- ウ 号令は、明瞭で、指示・命令は、簡明適切であること。

(3) 指揮者及び隊員について

- ア 操作の姿勢については、次により行うこと。
 - (ア) 低い姿勢で操作を行うときは、折りひざまたはこれに準じた姿勢をとること。
 - (イ) 立った姿勢で操作を行うときは、足を1歩開くかまたは踏出した姿勢をとること。
- イ 他の隊員の任務に属する操作を行ってはならない。
- ウ 延長ホース(第1ホース、第2ホース)に、送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ(例図参照)がある場合は、「放水始め」の伝達前に修正しなければならない。

(例 図)



- エ 事故防止を図るため、必要なときは臨時の処置を行うこと。

(4) 各操作要領

ア 筒先を背負う要領

右手でノズル付近(回転部分以外)を、左手は背負いひもの中央部をもち、右手を頭上に左手を右脇下にして頭及び左腕を背負いひもにくぐらせ、ノズルが右肩に元金具が左腰の近くにくるようにする。

イ 筒先をおろす要領

左手で筒先の取手近くのプレイパイプを握り、元金具を腹部から頭上へ移動し背負いひもを右手で持ってくるぐらせ、右手はノズル付近(回転部分以外)を持ち、左手はプレイパイプの中央部に持ち変える。(収納時は除く)。

ウ 筒先の結合と離脱要領

(ア) 筒先の結合

ホースのおす金具がやや上を向くように左足先でホース金具部付近を押さえ、おす金具に筒先を押しつけて結合し、これを確認する。

(イ) 筒先の離脱

筒先を離脱するには、右手でノズルを持ち、右足ぎわに筒先をたて、右足でホースをまたぎ、左足先でホース金具部付近をおさえ、離脱環を引く。

エ ホースの搬送要領

右足でめす金具部を、左手でめす金具の反対側を保持し、めす金具が上部斜め前方になるように左肩の上に寄せ、左手でめす金具部を保持する。

オ ホースの展張要領

右足先でめす金具付近を押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。

カ ホースの結合

ホースを結合するには、ホース金具部のおす金具がやや上を向くように右足先でホース金具部付近をおさえた後、ホース金具部のめす金具を両手にもってホースのおす金具にあわせ、結合環をまわし、又はめす金具をおしつけて結合した後、ハカマ部分を両手で引いて結合を確認する。

キ 基本注水姿勢

右手は取手、左手はプレイパイプ上部を握り、握った右手を右腰にあてるようにし、標的のおおむね1～3m程度上方(標的注水中は除く。)に向けて放水するものとし、体形は左足を1歩前、ひざをやや曲げると同時に体重を前方に置き、右足は放水の反動力をおさえるため、まっすぐ伸ばし前傾姿勢をとる。

ク 注水補助姿勢

ホースの保持体形は、右足を一步踏み出し、膝をやや曲げると同時に体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを腰付近で保持した姿勢で注水補助を行う。

ケ とび口の構え方

左手はとび口柄の中央部、右手で柄の後端おおむね10センチメートルをのこした位置を握り、握った右手を右腰部にあて、左腕を水平に伸ばす。また、左ひざはやや曲げると同時に体重を前方におき、右足は真っすぐ伸ばした前傾姿勢をとる。

コ ポンプ車乗車後の操作要領

乗車後、4番員はエンジンを始動させたのちポンプを作動させるために、必要な当該操作を行うこと。(「操作始め」の合図後に行う操作を除く。)指揮者は各隊員の乗車状況を確認すること。

サ 伝達経路

火点側とポンプ側との間の隊員の移動経路(伝達経路等)は、おおむねホースにそって最短距離を進むこととする。

シ 身体、服装の点検要領

一斉動作などによって美化させることを意識することなく、身体各部、服装の異常の有無を各自が適切な方法によって確認すること。

(5) その他

- ア 操法実地要領中「……にいたり」とは、基本の姿勢から足を1歩開くか、又は踏み出した姿勢をいい、また、「……に停止し」とは、基本の姿勢を意味するものであること。
- イ ホース延長に際し、搬送に便利な位置に、又は展張に便利な位置にホースを搬送する場合は、ホースを両手でかかえてよいものとする。また、積載ホースを使用する順番について特に定めない。
- ウ 放水中止に伴って、エンジン回転が上昇した場合は、適宜スロットル・バルブを操作して調整すること。同時にさわられる位置にある車種については、4番員はホースをまたいで移動しなくてもよい。
- エ 伝令停止線、及び放水停止線は標示する。
- オ 破壊地点とは、ポンプ車又は小型ポンプのほぼ中央部の延長線上で①の左側に並行する地点とする。
- オ 放水中止に伴って、エンジン回転が上昇した場合は、適宜スロットルバルブを操作して調整すること。
- カ 凡 例
 - 指 …………… 指揮者
 - ① …………… 1番員
 - ② …………… 2番員
 - ③ …………… 3番員
 - ④ …………… 4番員

(6) 着装競技

- ア 使用資機材は各団で準備する
- イ 特に法被は従来どおり使用しますので、法被の有無を確認すること。
- ウ 第24回沖縄県消防協会北部地区支会審査表のもと審査を行う。

(7) 進行の手順

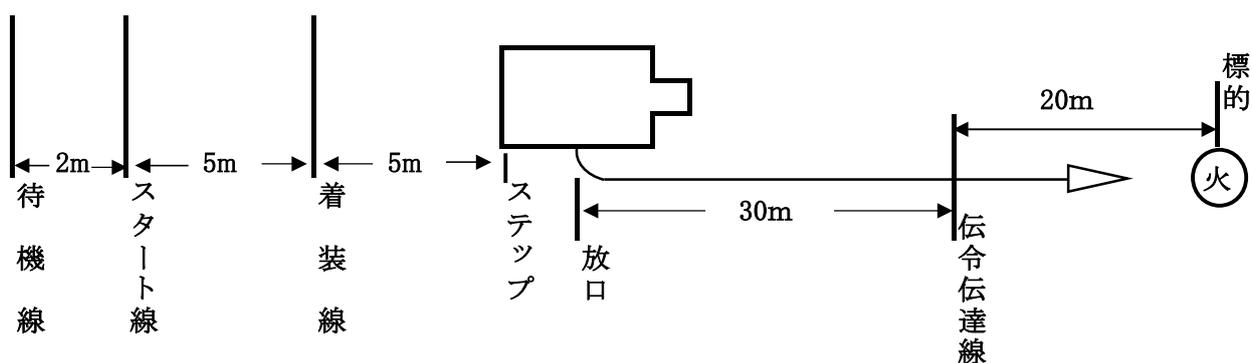
- ア 審査班長は、審査員を集合させたのち、審査長に開始報告を行い、その後審査員を位置に付ける。
- イ 開始・終了報告は各競技毎に行う。
- ウ 審査班長が審査員の位置についたのを確認する。
- エ 進行係が、出場選手に「操法準備」を指示する。
- オ 審査班長により「操法開始」の白旗を上げて開始する。
- カ 操法終了後、計時係が審査表を回収し集計係へ届ける。
- キ 審査班長は、審査員を集合させたのち、審査長に終了報告を行い、その後解散する。

※ 本大会のホース検定は行わないものとする。

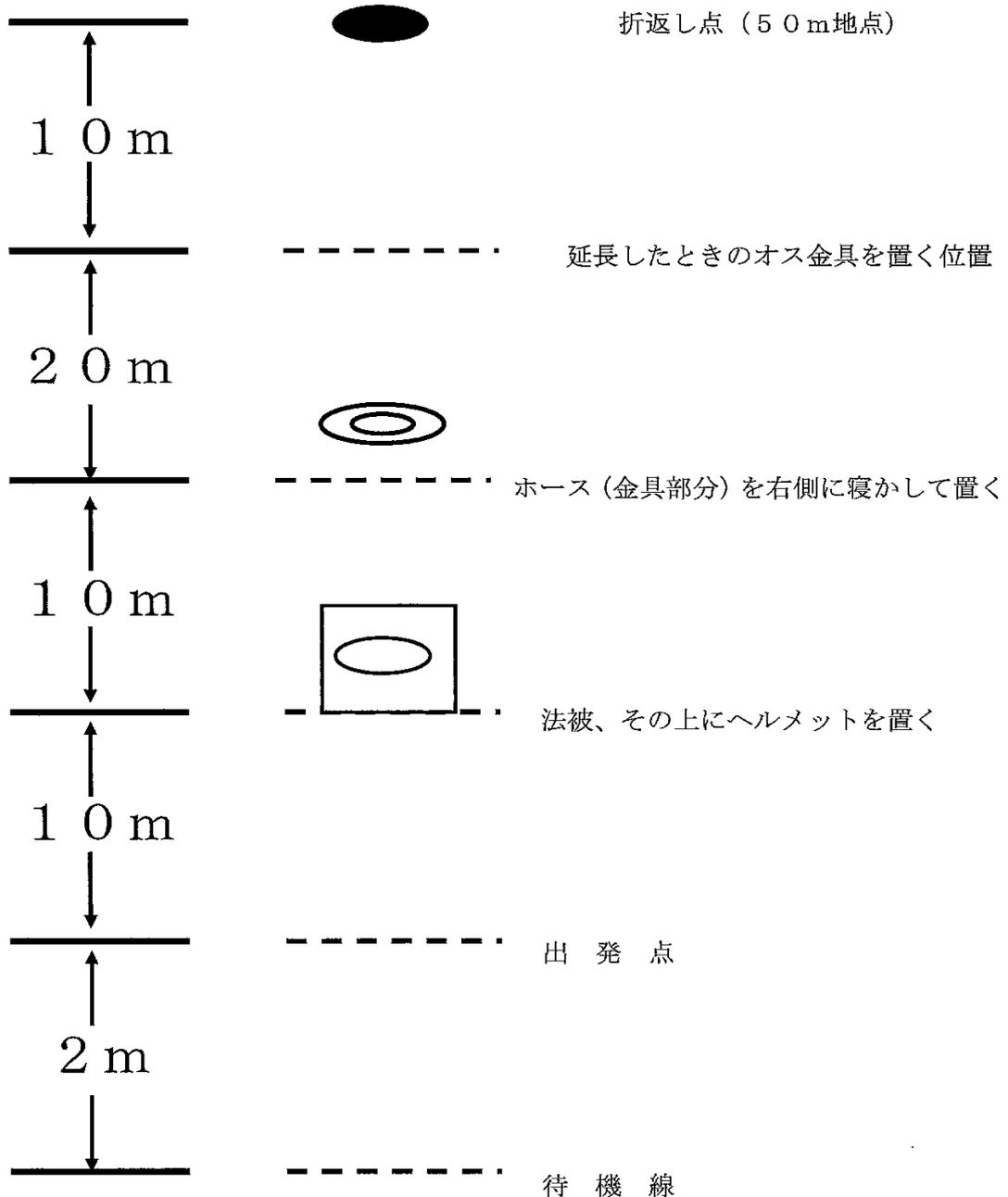
応用訓練実施要領

(実施要領) 令和元年10月31日 沖縄県大会

- (1) 操作員は、スタート線の2m後方の待機線にて折りひぎで待機する。
- (2) 審査班長の合図によりスタート線に至り、訓練開始の号砲で5m前方の着装線に置かれている防火衣を完全着装し、一番員は筒先をもち第2ホースを延長し、二番員が伝令伝達線を越えた位置で基本の姿勢になったのを確認して「放水始め」と伝達し、基本注水の姿勢で注水する。
- (3) 二番員は、一番員同様に完全着装後、第1ホースを第1放口側にて延長し第1、第2結合部を結合した後、伝令伝達線を越えた位置に到着したら、基本の姿勢で一番員から「放水始め」の伝令を受け、回れ右をしてその位置で三番員へ右手を上げ「放水始め」と伝達し、三番員が「放水始め」と復唱したのを確認した後、一番員の右側後方で注水補助にあたる。
- (4) 三番員は、号砲の合図で着装線にある歯止めを右後輪前後に完全に歯止めし、第1放口側にて余裕ホースの修正等を行い二番員の「放水始め」の伝達を右手を上げ「放水始め」と復唱した後、放口を開き火点側の筒先保持者員の状況を確認しながら、転倒事故のないよう安全にスロットル操作を行い送水する。
なお、係員の「放水中止」の合図により直ちに送水を中止する。
- (5) 放水中止後、全操作員はそのままの位置(一番員、二番員はホース、筒先をその場に置く)で基本の姿勢で審査班長の指示があるまで待機する。



着 装 競 技 実 施 要 領



競技者は、待機線で折りひざで待機する。

競技者は、競技開始の指示により出発点にいたり、ピストルの合図で10 m前方に置いてある法被（帯は本結び）、ヘルメット等を完全装着しホース地点にいたり、これを延長しオス金具を置いて、折り返し地点を回り、メス金具の上にオス金具を置いてから、ホースを二重巻きにして左肩に担ぎ出発点に帰着する。その後不動の姿勢で審査を受ける。

消 防 操 法 大 会 審 査 要 綱

1 この要綱は、令和5年度名護市消防操法大会について必要な事項を定める。

2 審査員

- (1) 審査長 名護市消防本部 消防長
- (2) 副審査長 名護市消防本部 署長
- (3) 競技進行総括指揮 名護市消防本部 警防課 消防司令補
- (4) 審査員 消防職員及び消防団員



3 審査員所掌事務

- (1) 審査長は、審査員を指揮監督し、審査事務全般を掌理する。
- (2) 副審査長は、審査長を補佐し審査事務にあたる。
- (3) 競技進行総括指揮は、すべての消防操法の進行を指揮する。
- (4) 審査班長は、審査員を指揮して審査の進行を図るとともに、各審査員の審査事項を点検し、採点上の必要な事項について指示する。
- (5) 審査員は、審査班長の指揮に従い、審査要領に基づき公正な審査を行うとともに審査上疑義ある場合は、直ちに審査班長に連絡し、その指示区分の審査を行う。

4 消防操法の種別及び訓練

「沖縄県消防操法大会実施要領・消防操法の種別及び訓練」による。

5 操法要領

「消防操法実施要領」による。

6 使用消防機械器具

- (1) ポンプ車
名護団1
- (2) 小型ポンプ
消防団配備可搬ポンプ
- (3) 応用訓練
出場隊の持ち込み車両
- (4) 着装競技
消防本部より準備した機械器具

(5) ホース

使用圧13kg/cm²(1.3MPa)以上、内径65ミリメートル、長さ20メートル(金具部分を除く布部分の長さ)以上のものとする。

(6) 筒 先

23型以下の可変式ノズル、プレイパイプの長さ60センチメートル以上のものとする。
(材質は問わない)

(7) とび口

長さ1.5メートル以上のものとする。

7 出場隊の服装

- (1) 「消防団服制」に定める活動服とする。
- (2) ヘルメット及び革手袋を着用する。
- (3) 靴は操法に支障のないものとする。
- (4) (1)～(3)については出場隊ごとに斉一を期すること。
- (5) 規定ゼッケンを付けること。

ア 大きさ(基準)

横 25cm

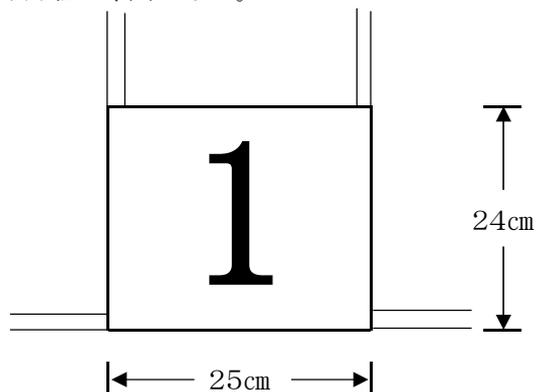
縦 24cm

イ 生地は白又は黄色のどちらか一色とする。

ウ 文字及び数字(アラビア数字)は黒色とする。

エ ゼッケンには、文字以外のものは一切表示しないこと。

オ 取り付け方法は、問わない。



- (6) 階級章は付けなくてもよい。
- (7) 応用訓練については、上記の(5)、(6)を除く。
- (8) 着装競技は上記(2)のヘルメットを除く。

8 審査員及び係員の服装

- (1) 開会式及び閉会式と同様とする。安全監視については保安帽・皮手を着装すること。

9 審 査

「消防操法審査要領」による。

消防操法大会審査要領

1 審査の範囲

「操作はじめ」の号令から、解散までの間とする。

2 審査の要点

「第29回全国消防操法大会操法実施要領」に基づき各隊員の操法要領・行動・動作全般並びに有効放水までの所要時間について審査する。その要点は次のとおりとする。

- (1) 士気、規律
- (2) 迅速な行動、動作、チームワーク
- (3) 確実な動作
- (4) 消防用機械器具の精通とその愛護
- (5) 各隊員の安全

3 審査の基準及び方法

(1) 採点方法

各隊員の行動審査得点、計時審査得点及び総合審査得点を加算する方式とする。

(2) 行動審査の採点方法

ア ポンプ車操法

各隊員に20点を配分し、持点から減点した残りの点数を得点とし、隊員5人の点数合計を得点とする。

イ 小型ポンプ操法

各隊員に15点を配分し、持点から減点した残りの点数を得点とし、隊員4人の点数合計を得点とする。

(3) 計時要領

審査員2人で、小数点以下第2位まで計測を行い、計時記録2人のうち中間値のものを、決定タイムとする。

(4) 所要時間の採点要領

ア ポンプ車操法

(ア) 所要基準時間

第1線延長	55秒
第2線延長	65秒

(イ) 第1線ホース延長、第2線ホース延長操作から有効放水までの所要時間に各25点を配分し、各所要基準時間(20点とする)を超えた場合、持点から1秒につき1点減点とし、速い場合、5秒までの短縮を評価し、1秒につき1点を加算し得点とする。

(ウ) 第1線の所要時間は、指揮者の「操作始め」の号令により4番員の「よし」の合図の「し」から審査員が標的による有効放水と認めた時点までを計時する。

(エ) 第2線の所要時間は、指揮者の「第2線延長始め」の号令により1番員の「第2線延長始め」の復唱の「め」から審査員が標的による有効放水と認めた時点までを計時する。

イ 小型ポンプ操法

(ア) 所要基準時間

小型ポンプ操法の部	ホース延長	45秒
女性小型ポンプ操法の部	ホース延長	55秒

(イ) ホース延長操作から有効放水までの所要時間に20点を配分し、所要基準時間(15点とする)を超えた場合、持点から1秒につき1点減点とし、速い場合、5秒までの短縮を評価し、1秒につき1点を加算し得点とする。

(ウ) 所要時間は、指揮者の「操作始め」の号令により、3番員の「よし」の合図の「し」から審査員が標的による有効放水と認めた時点までを計時する。

(5) 操作要領、行動、動作の採点要領

別に定める「行動審査表」に基づき、その不確実な事項について各操作員を1人の審査員で審査し、最終合計減点数を各隊員の持点から減点した残りの点数を得点とする。

(6) 総合評価(動作全般)の採点要領

下記の「総合審査表」に基づき、共同動作及び連携動作等を採点する。

ア ポンプ車

項 目	持 点	得 点
規 律 節 度	10	
敏 し ょ う 性	10	
士 気	10	
安 全 性	10	
操 法 要 領 遵 守 度	10	
合 計	50	

総合審査は、審査班長及び審査副班長2人により行い、平均点をその隊の総合評価点とする。

イ 小型ポンプ

項 目	持 点	得 点
規 律 、 節 度	4	
敏 し ょ う 性	4	
士 気	4	
安 全 性	4	
操 法 要 領 遵 守 度	4	
合 計	20	

総合審査は審査班長及び審査副班長2人により行い、平均点をその隊の総合評価点とする。

4 審査上の基本事項

操法審査は、審査指針に掲げる各項目を遵守し、審査員心得に従って、公平・公正に行うものとするが、審査による不利益等を防止するため、減点が科された行為(例:過不足、延長ホースの著しい障害、操作中のエンジン停止等)の修正に伴う動作・行動については、審査の対象(減点の重複)としないことを原則とする。ただし、安全性及び器具愛護にかかる部分についてはこの限りでない。

5 失 格

操法実施中、隊員に不測の事故(負傷者の発生、揚水不能、ホースの離脱等)が発生し、操法の続行が不可能と認められる場合は、90秒を経過した時点(急を要する場合はこの限りではない。)で審査長の判断により、操法の中止を命令し待機位置に集める。

6 順位の決定

- (1) 行動審査得点、計時審査得点及び総合審査得点を加算し、総得点の大なるものを優位とする。
- (2) (1)の総得点と同じ場合は、計時審査の所要時間(100分の1秒まで計時)の速いものを優位とする。
この場合、ポンプ車操法にあたっては、1線延長・2線延長の合算タイムの速いものとする。
- (3) (1)及び(2)の得点と同じ場合は、「総合審査」の得点の大なるものを優位とする。
- (4) (1)～(3)の得点と同じ場合は、行動審査得点の大なるものを優位とする。
- (5) (1)～(4)の方法によっても順位が決定しない場合は、大会運営委員会にはかり審査長が優位を決定する。

7 異議の申立てについて

審査の結果等については、一切の異議の申立てをすることはできない。

8 応用訓練に関する事項

- (1) フライングについて
フライングは競技を止めることなく続行させ、審査の中でチェックする。
- (2) 防火衣について
ア 防火衣は各自持ち込みとする。
イ 防火衣の内布は、取り付けても取り外しても自由とし、審査の対象としない。
ウ ボタンは、上から3個を審査の対象とする。4つのボタンの防火衣の場合は、下のボタンは審査対象外とする。
- (3) 服装のチェックは、標的が倒れた時点をもって審査するものとし、倒れた以降に服装を直したら減点とする。
- (4) ベルトのねじれは、180度ねじれとし、減点対象とする。
- (5) 筒先の落下については、競技の過程で放水中心か否かにかかわらず減点対象とする。

- (6) 伝達線について
- ア 2番員が伝達線を踏んだ状態で伝達を受けた場合は「伝達線外での伝達」とみなし減点対象とする。
 - イ 2番員が、「回れ右」をして機関員に伝達する時点での伝達線の踏みつけは、審査対象外とする。
- (7) 機関員について
- ア 歯止めは、右後方外側のタイヤに密着し、かつタイヤ幅から外れていない状態であることとし、2番員の伝達前までに行う。
 - イ 歯止めを実施する前、又は、実施した後に他の隊員のボタン閉めを手伝っても減点対象としない。
 - ウ 放口を開く時期不適とは、機関員が右手を上げて伝達を受ける前、又は、右手を上げたままで放口コックに触れた場合、時期不適として減点対象とする。
- (8) ヘルメットは、全操作員スタート前から着帽するものとする。
- (9) ホースと筒先は、車両後方のステップに置き、ホースの金具はスタートライン向きとする。
- (10) 防火衣のたたみ方については、2つの袖を合わせ、袖を内にした状態で防火衣を2つ折りにし、襟を火点側に向ける。
- (11) 計時方法として、標的が倒れたか否かの測定は、標的係が赤旗を示し、計時員はそれを見て計時し、2名の計時員のうち中間のタイムを採用する。
- (12) 採点方法については、競技にかかった時間に審査表の加点の合計を加算する。
- (13) その他
- ア ヘルメット、ホース(20m)、筒先(20mmストレート)は、各自持ち込みとする。
 - イ 車両は、出場隊の持ち込み車両を使用する。
 - ウ タンクの水が半分以下になった時点で補給する。
 - エ 「放水中止」の合図は、機関員の審査員が行う。
 - オ 操作要領については、実施要領に基づき実施するものとするが、審査表の減点事項以外の諸行動については、応用動作をしても差し支えないものとする。

消防操法大会統一事項

1 統一事項

(1) 出場隊共通事項

- ① 出場隊の服装は、「第29回全国消防操法大会実施要綱」の定めを遵守し、努めて質素なものとする。
- ② 新しい活動服で襟の部分までボタンがある場合は、第1ボタンをはずしてもよいものとする。
- ③ 送水圧力計を一定圧以上あがらないようセットするなどの工作は、しないこと。疑わしい場合は審査班長の判断で、競技終了後に試験を実施して失格等の措置をとる。

(2) ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項

- ① 指揮者が開始報告、終了報告したとき、受礼者は「よし」と答える。(20回)
- ② 放水停止線等について「停止線等の足の例示図」のとおりとする。
- ③ 筒先の取手等を持って走らない。(11回)
- ④ 筒先を担ぐときは、プレイパイプ上部を持って担いでもよいが、左手は背負いひもの中央とする。(20回)
- ⑤ 吸管搬送時、体の向きはストレナー側とし、顔の向きは水利側とする。
- ⑥ 補助員の吸管投入補助時機及び操作は籐かごが水面についた時点から押し込む等の操作をしてもかまわない。
- ⑦ 吸管投入後の吸管は蛇行した状態でもよい。
- ⑧ 吸管控綱の余剰部分の処理については、規定しない。長さの計測は、行わないこととする。(20回)
- ⑨ 控綱が何かにひっかかったり、結びが出来てしまった場合は、担当の番員が修正する。(20回)
- ⑩ 控綱の端末の取り付け位置は籐かご付近でよい。
- ⑪ 吸管補助員は、枕木取り付けのためポンプ車の部の3番員・小型ポンプの部の2番員が吸管に手をかけた時点で吸管を持ち上げてよい。(20回)
- ⑫ 枕木に吸管と控綱を一緒に取り付けないこと。(20回)
- ⑬ ホースに足が触れた程度では蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触してもよい。
- ⑭ ホース展張時、左手はホースに添えとなっているが、親指は上から押さえてもよい。(20回)
- ⑮ ポンプ側でおおむね2メートルの余裕ホースを取るときは、ホースに配意するときに後方に引いて確保し、放口に結合してもよい。(20回)
- ⑯ 火点側余裕ホース修正に伴うホースの引きずりについては結合金具が移動しない範囲であればよい。
- ⑰ ホースの結合後、操作員はおす金具付近を踏んだ状態のまま発進してはいけない。
- ⑱ ホースの展張、ホースの結合離脱、筒先の結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする。結合確認は、はかま部分で行うが、親指が金具にかかってもよい。(21回)
- ⑲ ホースに沿う場合は、おおむね1メートル以内に体があればよい。(20回)
- ⑳ 全てのホースにおいて、ホース展張の際、左右にそれた場合は、ホースに沿って走らなければならない。
- ㉑ 伝令と復唱は、重複してはならない。(合図も含む)(20回)
- ㉒ 筒先員が火点側の余裕ホースを作成する際、ホースをたぐり寄せる時は後方(ポンプ側)を見ながらたぐり寄せてもよい。(20回)
- ㉓ 筒先担当員が余裕ホースを取った後の継ぎ足はしなくてもよい。(20回)
- ㉔ 筒先員が余裕ホースを取った後前進する場合は、基本注水姿勢に準じた姿勢とする。(11回)
- ㉕ 指揮者の火点指揮位置の「①の斜め右前方、おおむね3メートル」とは、1番員の左右足位置に関係な

く、斜め右前方、おおむね3メートルあればよい。(20回)

- ②⑥ 指揮者の火点状況監視・鎮圧状況監視は、目視でもよいものとする。(20回)
- ②⑦ ノズル操作時、右手を中央付近に移動させ筒先を抱えるが、確実に抱えるため中央からずれても左右の手が離れていれば中央とみなす。(20回)
- ②⑧ とび口を地面に置く時や地面から拾い上げるときは両手(交差してもかまわない)で行う。(20回)
- ②⑨ ポンプのボタン式等自動揚水装置は、使用してもよいものとする。なお、使用した場合は、あえて手動揚水動作は必要ない。(22回)
- ③⑩ 真空時及び筒先閉鎖時、一時的にゲージが圧力0.4 MPa(4kg/cm²)を超えてもよい。(11回)
- ③⑪ 計器の振れについては、振れの中心で圧力の確認をする。(20回)
- ③⑫ 標的を落とした後の圧力及び筒先員交替時の圧力は下げてはいけない。(11回)
- ③⑬ 収納以前にエンジンが停止した場合、再始動すること。
- ③⑭ 機関員が余裕ホースを配意する場合は、いったん火点に向けて姿勢を正し、右(左)足を横に開き配意すること。(22回)
- ③⑮ 第1線延長、第2線延長及び放水中止時において、放ロコックを全開または全閉する場合は、徐々に開閉するものとし、急速にコックを開閉しないこととする。(25回)
- ③⑯ ホースの展張要領は、「右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。」となっているが、前方に転がす前までに、右手・左手・右足先の3点が完了していればよい。(29回)
- ③⑰ 点検報告では、各隊員は指揮者に相対する。指揮者は各隊員の報告に頭を動かし受領する。(29回)

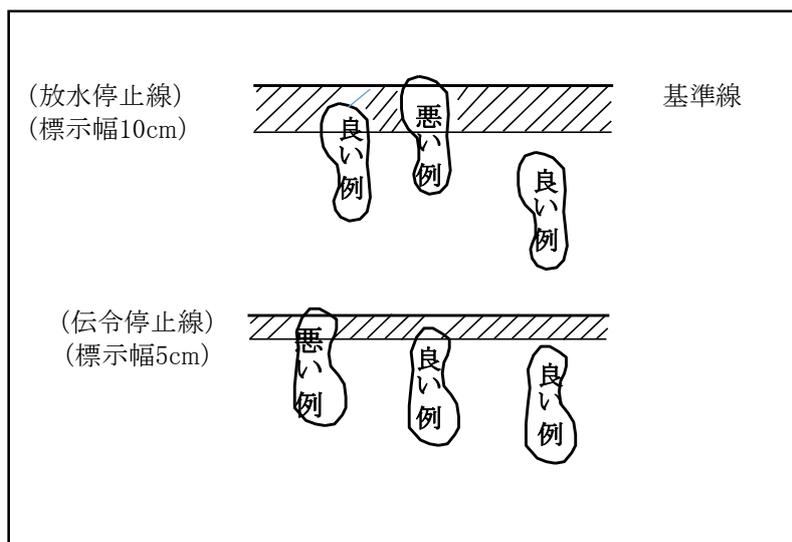
(3) ポンプ車に関する事項

- ① 下車時、火点監視は必要ない。(20回)
- ② 下車時の体の向きは火点側、車体側のいずれに向いてもよい。
- ③ ホースを立てて積載することが困難な場合、床に板を置く工作を行ってもよい。(ホースの積載位置は奥行き30センチメートル以上とする。)
- ④ ホースを積載部から取るときは、引き寄せる等の操作をしてもかまわない。また、動作については規定しない。ただし、担ぎ方は実施要領どおりとする。(20回)
- ⑤ 2、3番員の第2ホースを「搬送に便利な位置に置き」とは、第1ホースの左右どちら側の位置でもよいものとする。(20回)
- ⑥ 吸管伸長時、タイヤハウス上の吸管受け、ステップ上の吸管受けから吸管を外す必要はない。また、ウインカー等のボックス上を伸長してもよい。(20回)
- ⑦ とび口の積載位置が高く、ステップ等に乗らなければ、とび口を取ることが出来ない場合は、安全第一な方法でステップ等に乗って取り外し、両足が地面に着いた以降「操法実施要領」による、とび口を持った構えをすればよいものとする。(20回)
- ⑧ 注水補助をする際、補助部署が確保出来ない場合は、ホース修正しながら注水補助位置にいたってもよい。
- ⑨ 第2線延長開始の時機は、3番員が定位についた後、約10秒とする。
- ⑩ 収納時、ポンプレバーを操作する時ドアは開けたままでもよいし、閉めたままでもよい。(20回)
- ⑪ 使用するポンプ車は、必ず事前審査を受けることとする。(24回)

(4) 小型ポンプに関する事項

- ① 控綱を縛着する場所のないポンプは、フックを取り付けてもよい。(20回)
- ② 1番員が、第1ホースを取るとき、ホースと管さうの間に足を入れてはいけない。(11回)
- ③ 吸管バンドは市販されているバンドとする。(マジックバンドは不可)(11回)
- ④ ベルト式の吸管バンドはベルト通しから三角部分が出ていればよい。(20回)
- ⑤ とび口収納は、水利側を向いていたり、火点側に向きとび口を置くか、又は右向け止まれ(開脚)の要領で停止し、その後火点側に向きとび口を置く。(11回)
- ⑥ 筒先員交替の時機は標的を倒した後とする。
- ⑦ 筒先員交替時、指揮者が左足を斜め後方に半歩下げているが、1番員の左足横付近でもよい。
- ⑧ 筒先員交替時、1番員が「右足を指揮者の右足近くに1歩踏み込むと同時に右手で取手を確実に握り」となっているが、取手を握るのが先になってもよい。(25回)

停止線等の足の例示

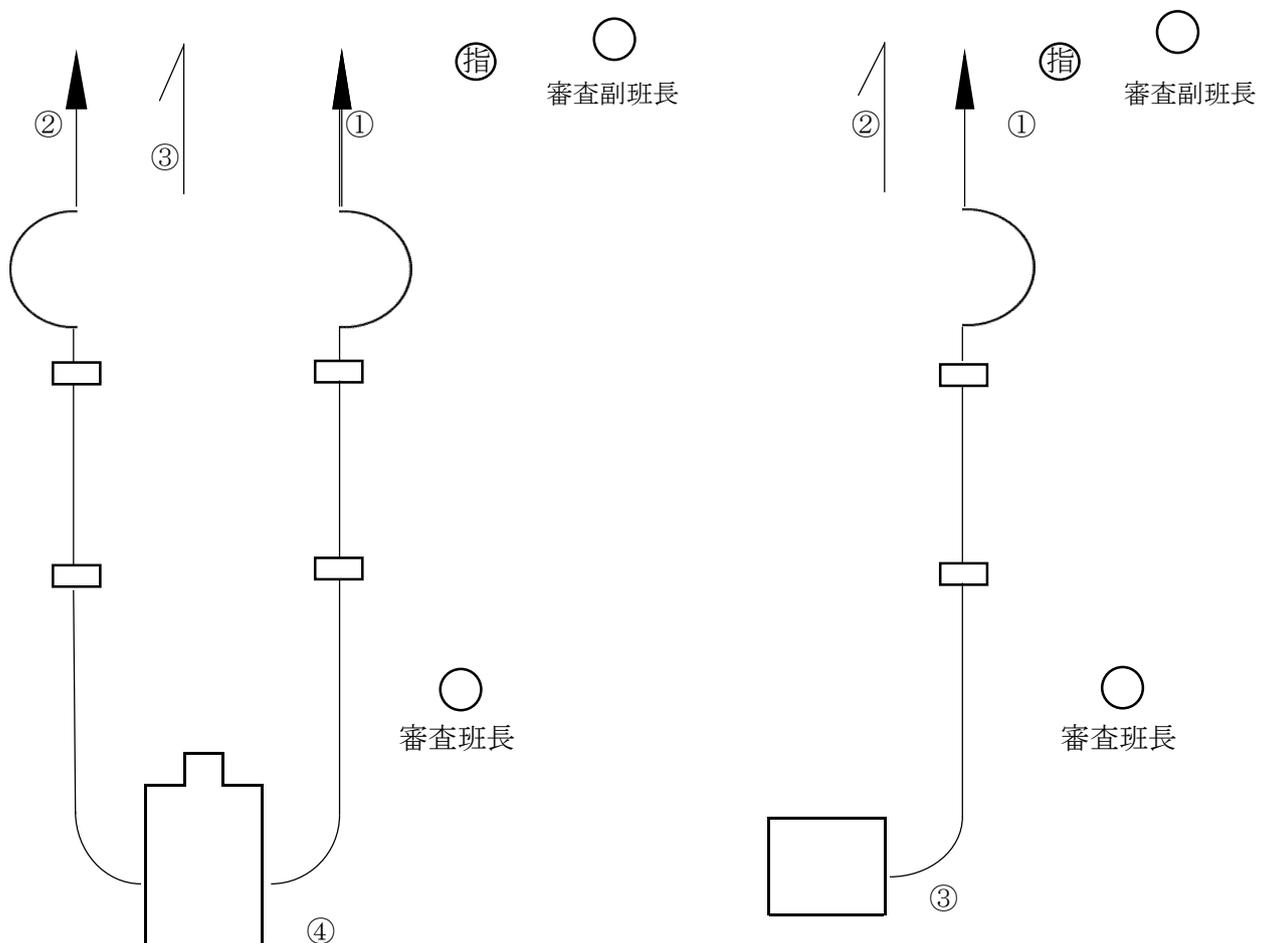


消防操法審査担当表

審査種別	審査員数			
	ポンプ車	小型ポンプ	応用訓練	着装競技
審査班長・審査副班長	2名		1名	1名
審査班長・審査副班長	1名		/	/
指揮者	1名		/	/
1番員	1名		1名(団員)	1名(団員)
2番員	1名		1名(団員)	/
3番員	1名		1名(団員)	/
4番員	1名※小型無し		/	/
計時	2名(団員)			
号砲係	2名(団員)			
水槽補給係	2名(団員)			
排水係	4名(団員含む)			
標的係	2名(団員)			
車両係兼安全監視	2			
計	28名			

(ポンプ車)

(小型ポンプ)



消防操法大会審査員名簿

1 ポンプ車操法の部

所 属		階 級	氏 名	
審査班長	消防署 第二警備係	士長	大城 幸昭	
審査副班長	消防署 第二警備係	士長	東恩納 啓光	
総合審査員	消防署 第二警備係 久志出張所	消防士	玉城 充啓	
行動審査員	指	消防署 第三警備係 久志出張所	副士長	大兼久 海
	1	消防署 第二警備係	士長	岸本 郷
	2	消防署 第二警備係 久志出張所	副士長	宮城 秀斗
	3	消防署 第一警備係 久志出張所	消防士	東 祥一朗
	4	消防署 第二警備係	副士長	儀武 侑太郎
計時員	主	名護分団	分団長	我如古 信一
	計	屋部分団	団員	渡口 恵美

2 小型ポンプ操法の部

所 属		階 級	氏 名	
審査班長	消防署 第二警備係	士長	大城 幸昭	
審査副班長	消防署 第二警備係	士長	東恩納 啓光	
総合審査員	消防署 第二警備係 久志出張所	消防士	玉城 充啓	
行動審査員	指	消防署 第二警備係 久志出張所	副士長	宮城 秀斗
	1	消防署 第二警備係	士長	岸本 郷
	2	消防署 第三警備係 久志出張所	副士長	大兼久 海
	3	消防署 第一警備係 久志出張所	消防士	東 祥一朗
計時員	主	久志分団	団員	棚原 順
	計	羽地分団	分団長	東江 正三

3 応用訓練の部

所 属		階 級	氏 名
審 査 班 長	消防署 第二警備係	士長	山里 将也
審 査 員	1 羽地分団	分団長	東江 正三
	2 屋部分団	団員	豊里 夏美
	機関員 久志分団	班長	城間 久徳
計 時 員	主 屋我地分団	団員	宮城 良平
	計 名護分団	部長	長嶺 浩一

4 着装競技の部

所 属		階 級	氏 名
審 査 班 長	消防署 第二警備係	士長	松田 正輝
審 査 員	1コース 屋我地分団	分団長	儀間 高志
	2コース 名護分団	分団長	我如古 信一
計 時 員	1コース 羽地分団	分団長	東江 正三
	2コース 屋部分団	団員	渡口 恵美
	1コース 久志分団	分団長	徳村 政紀
	2コース 屋我地分団	団員	宮城 良平

2 総務員(競技進行総括指揮の指揮に従う。)

所 属	階 級	氏 名
総 括	消防本部 警防課	司令補 平安山 精進
補 佐	消防署 第二警備係	司令補 仲松 千尋
	消防本部 警防課	士長 荻原 正智
集 計 係	消防署 第二警備係	司令補 阿賀嶺 力
	消防署 第二警備係	消防士 仲地 朝宙稼
号 砲 係	名護分団	班長 比嘉 龍次
	名護分団	部長 長嶺 浩一
水槽補給係	羽地分団	班長 玉城 祐斗
	羽地分団	団員 宮城 建
排 水 係	消防署 第二警備係	士長 新里 みほ
	消防署 第二警備係	消防士 久高 峻
	屋部分団	班長 岸本 淳
	屋部分団	班長 大城 伸秀
標 的 係	屋我地分団	班長 上地 一宏
	屋我地分団	班長 大嶺 徹
車 両 係 (兼任) 安全監視	消防署 第二警備係 久志出張所	士長 玉城 昌一
	消防署 第二警備係 久志出張所	消防士 玉城 博哉
誘 導 係 ※開会式10前ま で	消防署 第二警備係	消防士 仲地 朝宙稼
	消防署 第二警備係	消防士 伊波 洸太
	消防署 第二警備係	消防士 岸本 侑朋
撮 影 係	消防本部 総務課	副士長 大城 雄貴
表 彰 係	消防署 第二警備係	士長 新里 みほ
放 送 係	機能別消防団	副分団長 玉城 利和